

STACY 設工認申請書の記載に係る改善対策について

令和5年2月14日
日本原子力研究開発機構
安全・核セキュリティ統括本部

1. はじめに

令和5年1月31日の管理官面談にて、STACYが申請した設工認[※]の記載内容が不十分であり、機構内で何を審査/確認した上で申請したのか指摘があり、改善要求を受けた。

指摘された内容について確認し、その対策（案）について以下に示す。

※：実験用装荷物の製作及びデブリ模擬炉心の新設

2. 指摘を受けた事項

指摘を受けた事項は下記の通り。

① 条文の要求事項に対する記載不足

設工認申請書の「設計条件」において、「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）の内、要求事項を満たすべき条文[※]に対し、どのような設計条件にするかという記載が必要であるが、工事対象機器名称と耐震クラス等の記載（表）のみであり、他の条文の要求事項に対する記載はなかった。

※：6条（地震による損傷の防止）、8条（外部からの衝撃による損傷の防止）、11条（機能の確認等）、38条（実験設備等）

② 技術基準規則との適合性に関する記載不足

設工認申請書では、技術基準規則との適合性について記載する必要があるが、記載内容が条文の要求事項のオウム返しであり、要求事項に対して、どのような対策によりその要求事項を満足することができるのかという記載が不足していた。

3. 安全・核セキュリティ統括本部による対応

申請書類は担当拠点にて作成を行い、拠点内での審査を経て規制庁へ提出されるものであり、拠点内での作成段階、提出段階での確認が基本となるが、安核本部においても今回の件を踏まえ、以下の対応（案）を実施し、不十分な内容の申請書類が提出されることのないよう、改善を図る。

- ・ 最新の申請書を各施設に配布し、周知徹底により申請内容の平仄化を図る。
- ・ 拠点の審査機関で確認の徹底を図るよう、指導・改善を行うとともに、当面の間、安核本部にて拠点審査前の申請書類について事前確認を行う。

以上